

募集要項(P5)及び要求水準書(P9)を下記のとおり訂正する。

減免基準

(誤)

減免内容	減免の額
指定管理者が、あつたかホールの利用促進のため必要と認める場合	利用料金の全額、又は指定管理者が必要と認める額
市又は指定管理者が、条例第1条の設置目的を達成するための事業をあつたかホールにおいて実施する場合	利用料金の全額、又は指定管理者が必要と認める額
障害者団体(障害者5人以上を含む10名以上の市に登録している団体および市が補助している障害者団体。市内の団体に限る。)が使用する場合	会議室・多目的ホールについて全額免除
<p>(1) 障害者(身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所持するもの。市民以外も含む。)が使用する場合</p> <p>(2) 障害者に伴う介護者(原則1名)</p> <p>※いずれの場合も障害者およびその介護者が、利用する際は、上記手帳を提示してもらうこととするほか、事務手続きの詳細については、別途必要</p> <p>(3) 市内に居住する60歳以上のもの</p> <p>※休館日を除く毎週木曜日 営業開始時から午後6時までとする。市民証、免許証などで年齢確認を実施</p> <p>(4) 子ども(中学生以下)</p> <p>※休館日を除く毎週土曜日および5月5日「子どもの日」</p>	室内プールについて全額免除※ただし原則2時間まで



(正)

減免内容	減免の額
障害者団体（障害者5人以上を含む10名以上の市に登録している団体および市が補助している障害者団体。市内の団体に限る。）が使用する場合	会議室・多目的ホールについて全額免除
<p>（1）障害者（身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所持するもの。市民以外も含む。）が使用する場合</p> <p>（2）障害者に伴う介護者（原則1名） ※いずれの場合も障害者およびその介護者が、利用する際は、上記手帳を提示してもらったこととするほか、事務手続きの詳細については、別途必要</p> <p>（3）市内に居住する60歳以上のもの ※休館日を除く毎週木曜日 営業開始時間から午後6時までとする。市民証、免許証などで年齢確認を実施</p> <p>（4）子ども（中学生以下） ※休館日を除く毎週土曜日および5月5日「子どもの日」</p>	室内プールについて全額免除※ただし原則2時間まで